



広報

# だめか

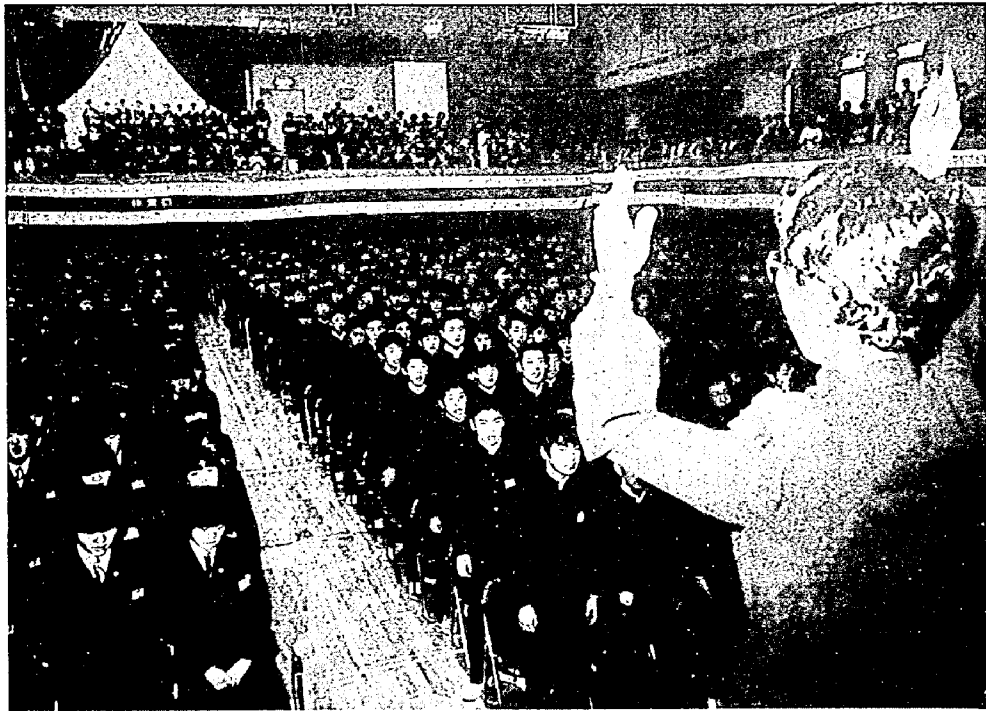
# 4/1

No.280

毎月1日・15日発行

□発行 新潟県亀田町役場 電話211149

□編集 企画課



「十五歳。巣立ちの春」  
 さる三月十四日、第三十六回亀田中学校卒業式が午前九時から町民会館で行われました。  
 「校歌」を斉唱したあと、学級担任の先生が卒業生の名前を呼びあげるなか、四百三十六人の卒業生一人ひとりに中谷校長先生から卒業証書が手渡されました。

## 巣立ちの春 亀田中学校卒業式

——として保存しましょう——



このあと、中谷校長先生は「他人の心の痛みが分かる人間になっ  
 てほしい。自覚と自負を持ち、胸を張って新しい道を行んでくださ  
 い」と、はなむけの言葉を贈りました。  
 式を終えた卒業生は、中学校三年間の数々の思い出を胸に、夢と希望をふくらませ、在学生、父兄、先生の拍手に送られて巣立って  
 行きました。

数々の思い出を胸に

- 2、3頁・昭和五十八年度  
 予算決まる  
 一般会計四十一億九  
 七三万円
- ・亀田西中学校および  
 体育館建設
- ・財源の六一・三割が  
 町税、地方交付税
- 4頁・四月統一地方選挙  
 町税、地方交付税
- 5頁・よい子を守る交通安  
 全運動
- 4月四日～四月十三  
 日
- ・戸籍謄、抄本の交付  
 手数料改正
- 6頁・津川に「亀田町山の  
 家」ができる
- ・健康相談室を開設
- 7頁・随想 野草の夢  
 ・役場職員展覧
- ・俳句、短歌
- 8頁・持家住宅緊急対策事  
 業資金を貸付けます  
 ・母と子の健康 四月  
 の予定

おもな  
記事

### 人口のうごき

世帯数7,316(+13) 58.3.1現在

区分	人口	出生	死亡	転入	転出
総数	28,091 (+ 8)	18	17	47	40
男	13,721 (- 1)	10	11	21	21
女	14,370 (+ 9)	8	6	26	19

住民登録人口

( ) は前月比

# 昭和五十八年度予算決まる 文教施設・生活環境の整備充実など

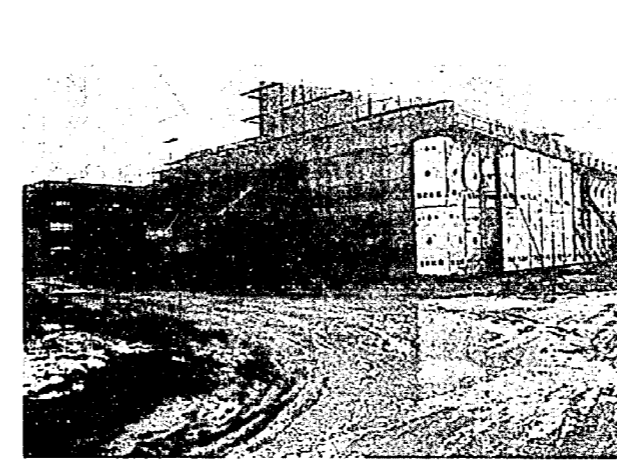
## 一般会計 四十一億九千七百三十三万円

三月町定例会は、三月九日から二十三日まで開催されました。

今回の議会には、昭和五十八年度の亀田町一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、水道事業特別会計予算および下水道事業特別会計予算などが提案され、慎重審議されました。

**原案通り可決**

- 亀田町庁舎建設基金条例の制定
- 亀田町庁舎建設基金条例の制定
- 亀田町庁舎建設基金条例の制定



昭和59年の開校をめざして（町立亀田西中）

昭和五十七年度亀田町国民健康保険事業特別会計補正予算

昭和五十七年度亀田町下水道事業特別会計補正予算

昭和五十八年度亀田町国民健康保険事業特別会計補正予算

昭和五十八年度亀田町下水道事業特別会計補正予算

昭和五十八年度亀田町水道事業特別会計補正予算

昭和五十八年度亀田町一般会計補正予算

一部修正可決

- 昭和五十七年度亀田町一般会計補正予算
- 昭和五十八年度亀田町一般会計補正予算

### 亀田西中学校および体育館建設

▽補助事業

○亀田西中学校校舎および体育館建設費

七億六、六九二万円

亀田中学校がマンモス化し、教育施設を充実させるため継続事業として建設します。

また、西中学校体育館を建設し教育効果をかります。

○亀田公園建設費

二、〇〇〇万円

亀田公園内のテニスコートが昨年好評を得ましたので本年も一面増設し、遊具その他をさらに整備します。

▽単独事業

- 道路水路新設改良工事 一億二、四五〇万円
- 水路工事 六、六五〇万円
- 文化財格納施設（仮称）用地買収 二、三〇〇万円

## 一般会計予算

歳出	410,973万円
教育費	115,341 (28.1%)
民生費	61,946 (15.1%)
土木費	57,951 (14.1%)
公債費	41,949 (10.2%)
総務費	38,608 9.4%
衛生費	37,619 9.2%
消防費	16,462 (4%)
農林水産業費	15,960 (3.9%)
商工費	14,323 (3.5%)
議会費	8,144 (1.9%)
労働費	2,569 (0.6%)
予備費	100
諸支出金	1

町民一人あたりの予算の使いみち

1人あたりの予算総額	146,300円
1世帯あたりの予算総額	561,745円
1人あたりの町税納額	60,847円
昭和57年3月1日現在人口	28,091人
世帯数	7,316世帯

歳入	410,973万円
町税	170,926万円 (41.6%)
地方交付税	81,000 (19.7%)
町債	50,690 (12.3%)
国庫支出金	45,029 (11.0%)
分担金及び負担金	14,350 (3.5%)
諸収入	13,123 (3.2%)
県支出金	10,460 (2.5%)
使用料及び手数料	6,651 (1.6%)
繰入金	5,700 (1.4%)
地方譲与税	4,900 (1.2%)
繰越金	4,000 (1.0%)
自動車取得税交付金	2,950 (0.7%)
石油貯蔵施設立地対策等交付金	470 (0.1%)
財産収入	424 (0.1%)
交通安全対策特別交付金	300 (0.1%)

町税 五億六九〇万円

地方交付税 八億一、〇〇〇万円

町債 八億一、〇〇〇万円

国庫支出金 四、〇八五万円

維持補修費 二、六七七万円

老人保健会計 四、〇八五万円

国庫補助金 一億一、五八八万円

委託金 一、二〇八万円

意見書

▽意見書

- 憲法改悪に反対する意見書 町会議員 熊木 熊一
- 大幡所得税減税の実施、景気回復、雇用安定を求める意見書 町会議員 熊木 熊一
- 新潟陸運局の存置に関する意見書 町会議員 小倉 哲夫

▽請願

- 国立病院、療養所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の民間下請けに反対し医療従事者の必要数確保を求める請願書 新潟地区協議会 議長 高橋 勤
- 亀田西中学校校舎及び体育館建設事業費 二億六、六四〇万円 公共用地先行取得事業費 二、三〇〇万円
- 児童を守るための安全施設（防護柵）に関する請願書 三十五区長 風間 真雄

▽県工事負担金

- 地盤沈下負担金 一、七七〇万円
- 農道整備負担金 七、〇八一万円
- 県道工事負担金 三〇〇万円

人員費

- 九億九、二六八万円
- 議員、委員等報酬 六、六五〇万円
- 特別職給与等 二、一一七万円
- 職員給与 四億八、七九二万円
- 諸手当 二億六、六七六万円
- 共済費 九、三七六万円
- 退職手当組合負担金 四、七五〇万円

物件費

- 五億二、二三三万円
- 貨金 五、六五三万円
- 旅費 二、三〇四万円
- 需要費 二億三、七九六万円
- 役務費 一、九九六万円
- 委託料 一億一、九〇一万円
- 使用料及び賃借料 一、二五九万円
- 備品購入費 四、二六一万円

公債費

- 四億三、七六六万円
- 町債として町がこれまで

に借入れをした元利償還金です。

地方債元利償還金 三億九、九三二万円

一時借入金償還利子 二、〇〇〇万円

補助費等

- 二億七、一九二万円
- 広域清掃事務組合負担金 一億四、四二二万円
- その他一部事務組合負担金 一、二九〇万円
- 私立保育園 一、二九一万円
- 農業関係 一、四五九万円
- 報償費 二、八六八万円

貸付金

- 一億二、六一六万円
- 老人居室整備資金 二〇〇万円
- 労働金庫預託金 一、八〇〇万円
- 産業育成資金預託金 三、六〇〇万円
- 中小商工業特別融資預託金 二、五〇〇万円

繰入金

- 一般会計の繰入は、町税地方交付税、国庫支出金と町債などが主なものです。
- 町税 一七億九、二六六万円
- 地方交付税 八億一、〇〇〇万円
- 町債 八億一、〇〇〇万円

繰入金

- 二億五、二四五万円
- 下水道会計 一億八、一五〇万円
- 国保会計 三、〇〇〇万円

国庫支出金

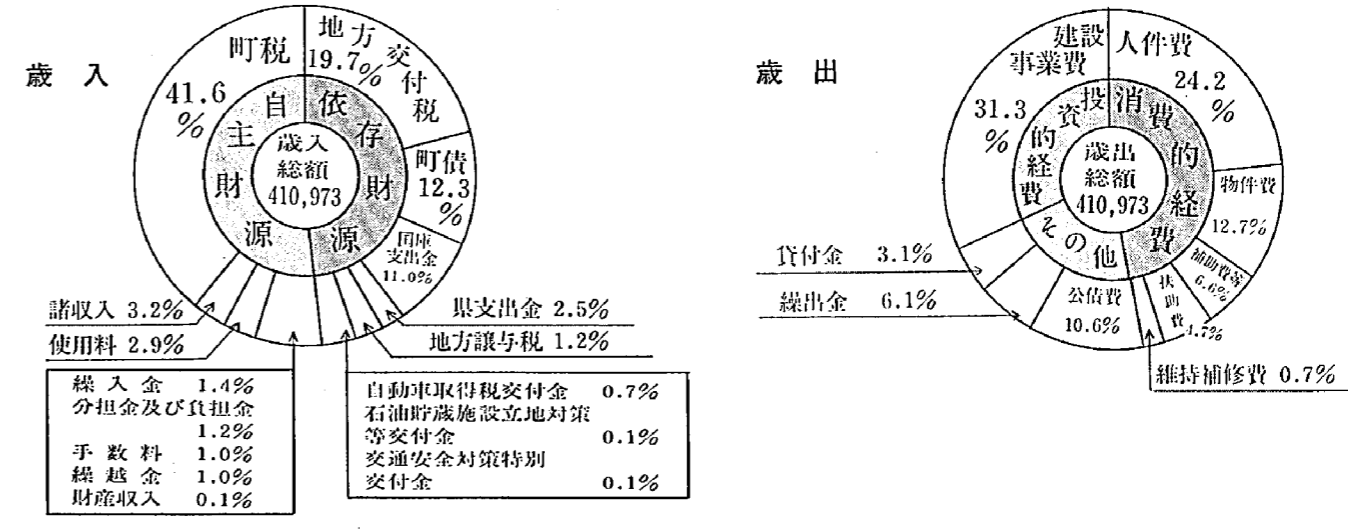
国の委託を受けた仕事や国から補助金を受けて事業を行った場合に、支出を受ける金です。

国庫負担金 一億一、五八八万円

国庫補助金 三億二、二三三万円

委託金 一、二〇八万円

### 昭和58年度一般会計歳入歳出予算（性質別）（単位：万円）



# 四月統一地方選挙

**町政・県政に  
みんなて参加**

統一地方選挙は、私たちの日常生活に直接、間接にかかわりをもつ大切な選挙です。

今後四年間にわたって、私たちの代表として町政、県政の推進の「かなめ」となる役割をもつ人です。

有権者のすべての方が、主権者としての自覚をもって候補者の政見や、行動などをよく見、よく聞き、よく考えて投票に参加しましょう。

## 県議会議員選挙

3月29日告示  
4月10日選挙

▽投票時間  
午前七時から午後六時まで

▽選挙人名簿  
年齢要件：満二十歳以上の人（昭和三十八年四月十一日以前に生まれた人）

三月二十七日が、登録基準日であり、以前三ヶ月（昭和五十七年十二月二十七日）に本町に住民登録の届出をされた人は選挙権があります。なお、それ以降県内の市町村から転入された方は、前住所地で投票することになります。その際、引続いて居住している市町村長の証明書が必要です。

▽町内転居の方  
本町には十カ所の投票所にわかれています。三月一日以降町内に転居された方は、前住所地の投票所で投票してください。

**県議選候補者  
立会演説会**

〇とき：四月八日（金）午後七時から

〇ところ：町民会館 大ホール

・会場では演説を妨害したり、秩序をみだしたりすることのないように、みんなが候補者の政見をはっきりと聞きとれるよう、ご協力をお願いします。

## こんな選挙運動は違反です

選挙運動ができるのは、原則として、立候補届け出の前日までです。

選挙運動は本来、自由であるべきですが、公正な選挙を行うためには、ある程度の制限はやむを得ませんので、公職選挙法でいくつもの制限が加えられています。

このなかで、候補者、運動員、有権者の区別を問わず、すべての人に対して、原則として「禁止されている選挙運動」にスポットをあててみました。次の行為は、選挙違反となりますので、十分注意しましょう。

**戸別訪問**

有権者の家をたずねて、投票を依頼したり、するような行為は「戸別訪問」としてすべて禁止されています。

この場合「戸別」とは、必ずしも有権者宅に限らず会社や工場も含まれます。

**飲食物の提供**

特定の候補者の選挙運動に因って飲食物を提供することは、それがいかなる名義であつても、禁止されています。

たとえば

①候補者が、選挙運動員の慰労のために酒やビールを与えること。

②第三者が、いわゆる陣中見舞いとして候補者に酒や料理を提供すること。

③「などの飲食物の提供は、いっさい禁止されています。

ですから、事務所開きに酒やビールなどを提供するものは違反になります。ただ、普通のお茶や、お

茶受けていどの菓子を出すのはこの限りではありません。

選挙人名簿の縦覧  
統一地方選挙により満二十歳に達した人、または本町に転入してから三ヶ月以上に達した方は、新たに選挙人名簿に登録することになっています。

名簿の縦覧期間は次のとおりで、住民課窓口で縦覧に供します。

▽県議会選挙は：三月二十九日から四月二日まで

▽町議会選挙は：四月十七日から四月二十一日まで

いずれも午前八時三十分から午後五時まで

# 政治

## 町議会議員選挙

4月17日告示  
4月24日選挙

▽投票時間  
午前七時から午後六時まで

▽選挙人名簿  
年齢要件：満二十歳以上の人（昭和三十八年四月二十五日以前に生まれた人）

四月十五日が登録基準日であり、以前三ヶ月（五十八年一月十五日）に本町に住民登録の届出をされた方は選挙権があります。

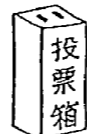
なお、選挙期日まで市町村へ転出された方は、選挙権がありません。

三月一日以降町内に転居された方は、前住所地の投票所で投票してください。

票所で投票してください。その際、入場券を確認してください。

**候補者の氏名は  
はっきりと**

せっかく自分の代表を選んで投票しても、だれに投票したかわからないものは無効になりますので、候補者の氏名をはっきり書いて投票しましょう。



特定の候補者の選挙運動に因って飲食物を提供することは、それがいかなる名義であつても、禁止されています。

たとえば

①候補者が、選挙運動員の慰労のために酒やビールを与えること。

②第三者が、いわゆる陣中見舞いとして候補者に酒や料理を提供すること。

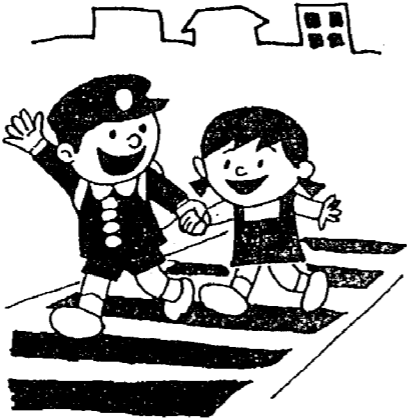
③「などの飲食物の提供は、いっさい禁止されています。

ですから、事務所開きに酒やビールなどを提供するものは違反になります。ただ、普通のお茶や、お

## 投票区別登録者数

投票区	投票所	名簿登録者数	関係する区域
第1投票区	亀田第1保育園	2,538人	6.7.8.9.10.18.19.20.24.26.48区
第2投票区	亀田第2保育園	2,912	11.12.14.15.16.17.54区
第3投票区	亀田町町民会館	1,952	21.22.23.25.39区
第4投票区	亀田第3保育園	2,168	27.28.29.30.31.37区
第5投票区	日本栄徳寺保育園	1,768	36.40.41.42.49.50区
第6投票区	早通小学校	1,516	43.44.45.46.47.57区
第7投票区	亀田第4保育園	2,852	1.2.3.4.5.13.52.53区
第8投票区	袋津保育園	1,922	32.33.34.35区
第9投票区	亀田第5保育園	1,052	51区
第10投票区	亀田西小学校	963	38.55.56区
合計		19,643	

## よい子を守る交通安全運動



四月四日～四月十三日

四月四日（月）から十日間、新入学（園）児童の交通事故防止運動が行われます。新入学（園）を心待ちにしていた子どもたちが胸弾ませて学校、幼稚園、保育園、街へと出ていきます。新しい交通環境に入った子どもたちを交通事故から守ってやりましょう。

①子どもは車が大好きで、車や物かげで遊びたがりです。車を動かすときは、そばに子どもがいけないか良く確かめてください。

②子どもとび出しには常に注意してください。

また、いろいろな交通規制がありますので、標識や標示に注意して子どもの安全を守ってやりましょう。

▽家庭では

子どもの事故のほとんどが帰宅後に起きています。子ども遊び場所は安全な場所を選んでやり、道路や交通量の多い道路の付近では遊ばせないようにしましょう。

また、お子さんと一緒に

四月四日（月）から十日間、新入学（園）児童の交通事故防止運動が行われます。新入学（園）を心待ちにしていた子どもたちが胸弾ませて学校、幼稚園、保育園、街へと出ていきます。新しい交通環境に入った子どもたちを交通事故から守ってやりましょう。

①子どもは車が大好きで、車や物かげで遊びたがりです。車を動かすときは、そばに子どもがいけないか良く確かめてください。

②子どもとび出しには常に注意してください。

また、いろいろな交通規制がありますので、標識や標示に注意して子どもの安全を守ってやりましょう。

▽家庭では

子どもの事故のほとんどが帰宅後に起きています。子ども遊び場所は安全な場所を選んでやり、道路や交通量の多い道路の付近では遊ばせないようにしましょう。

また、お子さんと一緒に

外出したときは、安全教育の良い機会です。お子さんの手本になり、横断歩道の渡り方や、信号の見方などを指導してやりましょう。

▽歩行者は

子どもは大人のまねをしなすものから、大人が交通ルールを正しく守り子供の手本になることが大切です。

また、危ない歩行や遊びをして困っている子どもを見かけたら声をかけるとか手を引くなどして安全を守ってやりましょう。

国民年金の加入者のみなさん、昨年四月分から本年三月分までの保険料は納められましたか。

今年三月分までなら、納め忘れていた保険料を納めることができます。

しかし、この日を過ぎると規則により、役場の窓口では保険料を納めることができません。このため、直接、社会保険事務所に出向いて納めるかまたは納付書を作成してもらい、最寄りの金融機関で手間のかかることとなります。

「未納にしておいたため、年金が受

国民年金の加入者のみなさん、昨年四月分から本年三月分までの保険料は納められましたか。

今年三月分までなら、納め忘れていた保険料を納めることができます。

しかし、この日を過ぎると規則により、役場の窓口では保険料を納めることができません。このため、直接、社会保険事務所に出向いて納めるかまたは納付書を作成してもらい、最寄りの金融機関で手間のかかることとなります。

「未納にしておいたため、年金が受

国民年金の加入者のみなさん、昨年四月分から本年三月分までの保険料は納められましたか。

今年三月分までなら、納め忘れていた保険料を納めることができます。

しかし、この日を過ぎると規則により、役場の窓口では保険料を納めることができません。このため、直接、社会保険事務所に出向いて納めるかまたは納付書を作成してもらい、最寄りの金融機関で手間のかかることとなります。

「未納にしておいたため、年金が受

## 4月の Rainbow Plan 日程のお知らせ

ゲートボールクラブ	4日.18日（大ホール）	午前9時30分～12時
活花クラブ	5日.19日（講習室）	午前9時30分～12時
囲碁クラブ	5日.19日（娯楽室）	午前9時30分～午後4時
水墨画クラブ	12日.26日（講習室）	午前9時30分～12時
手芸クラブ	6日.20日（図書室）	午前9時30分～12時
将棋クラブ	6日.20日（講習室）	午前9時30分～午後4時
軽スポーツクラブ	6日.20日（大ホール）	午後1時30分～4時
書道クラブ	13日.27日（図書室）	午前9時30分～12時
俳句クラブ	7日.21日（娯楽室）	午前9時30分～12時
表具クラブ	14日.28日（図書室）	午後1時～4時
民謡クラブ	1日.15日.27日（大ホール）	午前10時～12時
園芸クラブ	8日.22日（農園）	午後1時～4時
教養クラブ	2日.16日（講習室）	午前9時30分～12時
盆栽クラブ	9日.23日（農園）	午後1時～4時

## 戸籍謄・抄本の交付手数料改正

戸籍謄本・抄本などの交付手数料が政令の改正で4月1日から次のように改正になります。

交付内容	改正前	改正後
戸籍謄本 1通	200円	300円
戸籍抄本 〃	200	300
除籍謄本 〃	300	500
除籍抄本 〃	300	500
戸籍記載事項証明 1件	100	200
除籍記載事項証明 1件	200	300
届出若しくは申請の受理証明等 1通	100	200

津川に亀田町山の家できる



このたびは亀田町山の家が津川町に設置されることになり...

公民館からお知らせ

満六十歳以上の人は、どなたでも入学できますので...

随想

野草の夢

鶴ノ子 農業新保只衛



栃木県の片田舎の三男に生まれた私が、亀田の地に...

厳しい寒さの割には、雪の少なかつた故郷を後に、今は昔のS.L.に揺られて...

鶴ノ子の村は、深い雪の中に静まりかえっております。以来二十余年の月日が流れて...

野草の本によれば世界に科一種と。それも日本の関東以北の積雪地帯にしか...

短歌

平山 トミ 父母に友も亡くなりふるさと遙かな地ぞ雪は降るらし...

俳句

脚長き人形作り春を待つ 離の客炬燵の間にも二三...

犬の登録と予防注射

五十八年度春の狂犬病予防注射と登録を行いますので、必ず受けてください。

Table with columns for date, location, and time for dog registration and vaccination.

4月の公民館クラブ活動のお知らせ

- List of club activities including book reading, sports, and music.

健康相談室を開設

昭和五十八年二月一日から施行されました老人保健法の一環として、四十歳以上の人、およびその家族を対象に健康相談室を開きます。

